

し尿

し尿の収集・運搬

し尿の汲み取りについては、許可業者を紹介いたしますので都市環境課（☎33-2102）へお問い合わせください。

浄化槽の維持管理

浄化槽を設置している人は、定期的な保守点検や清掃、法定検査が法律で義務付けられています。

- 保守点検は、消毒薬の補給など、浄化槽の機能が十分発揮できるよう行うものです。登録業者と契約し、実施してください。
- 清掃は、浄化槽の処理方式により異なりますが、1年または6カ月に1回以上、汚泥の引き抜きが必要です。清掃を怠ると、悪臭や浄化機能の低下につながりますので定期的に実施してください。
- 法定検査は、水質の検査や浄化槽が正常に動いているかチェックをします。浄化槽を使い始めてからおおむね3カ月後に検査を受け、以後、毎年1回検査を受けることが義務付けられています。この検査は指定検査機関（一般財団法人静岡県生活科学検査センター）へ依頼してください。浄化槽を設置する場合は静岡県中部健康福祉センター環境課へ届け出が必要です。

浄化槽設置費補助金

町では浄化槽（合併処理浄化槽）を設置する人に対して補助金を支給しています。条件は下のとおりです。設置する前に交付決定を受けることが必要です。

【対象区域】

公共下水道事業計画地域と共同処理施設を有する住宅団地を除く地域

【対象者】

- ①自分の住宅（店舗等併用住宅については居住面積が全体の1/2以上であること）を建築する人
- ②自分が住んでいる住宅の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替える人

浄化槽清掃維持管理・水道工事 詳細MAP5図 A-4

水廻りのお仕事一手に引き受けます
有限会社吉田浄化槽サービス

■浄化槽保守点検 ■浄化槽清掃 ■給排水修理・高圧洗浄 ■その他水道工事
■リフォーム改装工事（水廻り・バリアフリー・エアコン・ルームクリーニング他）
浄化槽や貯水槽は定期的にメンテナンスを行う必要があります。地域の皆様にきれいな水を、安心して利用していただける為に維持管理に勤めてまいります。その他ご家庭や職場での水廻りのトラブルもお気軽にご用命ください。

■吉田町片岡1622-4
■TEL:0548-32-5747 ■FAX:0548-32-5723
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜・祝日・隔週土曜
■E-mail:yj-service@ny.tokai.or.jp
緊急なトラブルもお受けいたします。

あり

③自分が住んでいる住宅の汲み取り式便所を合併処理浄化槽に設置替える人

【要件】

- ①設置する浄化槽は10人槽まで
- ②1家1基まで
- ③町税を滞納していないこと
- ④過去に浄化槽設置費補助金を受けていないこと

【申込先】

上下水道課 下水道室（☎33-1100）

その他

犬や猫を飼えなくなったときは

中部保健所衛生業務課（☎054-644-9283）にご相談ください。

犬や猫を譲りたい人、犬や猫を欲しい人は役場1階にあります「ポッチとニャンチの愛の伝言板」をご利用ください。

利用方法などにつきましては、都市環境課（☎33-2102）へお問い合わせください。

飼い主不明の犬猫などの死体処理

飼い主がわからない犬や猫などの小動物の死骸が、道路、公園、河川などの公共の場所にある場合は、都市環境課（月～金曜日の8:15～17:00 ☎33-2102）へ連絡してください。

通報により死骸のある場所を確認して回収します。

なお時間外、土・日曜日、祝日、年末年始は、役場当直（☎33-1111）へ連絡をしてください。



浄化槽を設置した皆さんへ

合併処理浄化槽を設置すれば、トイレや台所からの排水をきれいに処理して排出されるため、身の回りの環境が良化されます。

しかしながら、浄化槽は微生物の作用を利用して水を浄化しているため、維持管理を怠ったり清掃をしなかったりすると、微生物の作用が弱まり、本来の性能を発揮できなくなってしまいます。

「浄化槽法」という法律では、浄化槽本来の性能を維持していくために、浄化槽を設置した皆さんに以下の4つを義務付けておりますので、今後浄化槽を管理するうえで必ず実施するようにしてください。

①保守点検

浄化槽の各部分が正しく機能しているかの点検・調整や、消毒薬の補充をするものです。県知事の許可を受けた業者へ直接お問い合わせください。

○業者を知りたい場合

中部保健所榛原分庁舎（☎22-1151）まで

②清掃

浄化の際に発生する汚泥（おでい）を取り除き、浄化槽をきれいに保つもので、年1回の実施が義務付けられています。浄化槽の清掃を実施する場合は、以下の業者へ直接申し込みください。

（有）吉田浄化槽サービス	☎32-2282
（有）日新菜盈工業	☎32-0561

③法定検査（浄化槽法第7条検査）

（設置後検査）

浄化槽設置後に1回のみ行う水質検査です。浄化槽の設置状況や、設備・装置が機能しているか検査するものです。後日（財）静岡県生活科学検査センターから実施日について連絡があります。

④法定検査（浄化槽法第11条検査）

（定期検査）

浄化槽法第7条検査を行った次の年から毎年1回実施しなければならない検査です。浄化槽の維持管理が適切に行われたか、浄化槽が正常に機能しているかを検査します。（財）静岡県生活科学検査センターに依頼し実施してください。

（財）静岡県生活科学検査センター ☎054-621-5030
検査の費用➡7条検査11,500円 / 11条検査6,500円（20人槽までの浄化槽の場合）

※保守点検、清掃法定検査の記録は必ず保管しておきましょう。

